

環境省組織令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

○環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）…………… 1

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）…………… 3

○有明海・八代海等総合調査評価委員会令（平成十四年政令第三百五十五号）（抄）…………… 3

○環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）

（水・大気環境局の所掌事務）

第五条 水・大気環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 環境基準（環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。以下同じ。）及びダイオキシソ類環境基準（ダイオキシソ類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第七条に規定する基準をいう。以下同じ。）の設定に關すること。

四・五 （略）

六 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に關する基準等の策定及び規制等に關すること（自動車の交通に起因して生ずる大気汚染及び特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止に關する事務に關連するものに限る。）。

七・十五 （略）

（水・大気環境局に置く課）

第三十条 水・大気環境局に、次の四課を置く。

総務課

大気環境課

自動車環境対策課

水環境課

（総務課の所掌事務）

第三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・三 （略）

四 大気汚染に係る環境基準及びダイオキシソ類環境基準の設定に關すること。

五 ダイオキシソ類による環境汚染の防止に關すること（他の所掌に屬するものを除く。）。

六 自動車排出ガス、特定特殊自動車排出ガス及び自動車騒音の許容限度並びに自動車の燃料に關する許容限度の設定に關すること。

七 環境の保全の観点からの工場における公害の防止のための組織の整備に關する基準等の策定及び規制等に關すること。

八 環境の保全の観点からの公害の防止のための施設及び設備の整備に關する基準等の策定並びに当該整備に關する援助に關すること（環境再生・資源循環局の所掌に屬するものを除く。）。

九 水・大気環境局の所掌事務に關する技術の開発及び普及に關する事務の総括に關すること。

十 前各号に掲げるもののほか、水・大気環境局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(大気環境課の所掌事務)

第三十二条 大気環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 騒音に係る環境基準の設定に関する事。
- 二 公害の防止のための規制に関する事(大気の汚染(ダイオキシン類によるものを除く。次号において同じ。)、騒音、振動及び悪臭に係るもの(総務課及び自動車環境対策課の所掌に属するものを除く。))に限る。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関する事(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うものであつて、大気の汚染、騒音、振動及び悪臭に係るもの(総務課及び自動車環境対策課の所掌に属するものを除く。))に限る。)
- 四 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況(放射性物質による大気の汚染の状況に限る。)の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関する事。

(自動車環境対策課の所掌事務)

第三十三条 自動車環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自動車の交通その他の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音及び振動並びに特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止のための規制に関する事(総務課の所掌に属するものを除く。)
- 二 前号に掲げるもののほか、自動車の交通その他の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音及び振動並びに特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する事。
- 三 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関する事(自動車の交通に起因して生ずる大気の汚染及び特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する事務に連関するものに限る。)

(水環境課の所掌事務)

第三十四条 水環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準並びに水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。))及び土壌の汚染に係るダイオキシン類環境基準の設定に関する事。
- 二 水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第六号において同じ。)、土壌の汚染及び地盤の沈下の防止のための規制に関する事。

三・四 (略)

五 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関する事(環境再生・資源循環局の所掌

に属するものを除く。)

六 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況(放射性物質による水質の汚濁の状況に限る。)の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。

七 環境の保全の観点からの農薬の登録及び使用の規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。

八 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること(自然環境局の所掌に属するものを除く。)

九 有明海・八代海等総合調査評価委員会の庶務に関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、第五条第十五号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての水(水底の底質を含む。)、土壌及び地盤に係るもの

○国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)(抄)

(内部部局)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部(その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの(以下「実施庁」という。))並びにこれに置かれる官房及び部を除く。)には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8 (略)

○有明海・八代海等総合調査評価委員会令(平成十四年政令第三百五十五号)(抄)

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、環境省水・大気環境局水環境課において処理する。